○文部科学省告示第二十四号

専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）第三条の規定に基づき、当該課程を修了した者が高度専門士と称することができる課程として認めた次の専修学校の専門課程について、次のとおり廃止されたので、同規程第四条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十八年二月二十九日

文部科学大臣　馳　浩

平成二十六年三月三十一日をもって廃止されたもの

位置	専修学校名	課程名
宮城県	東北外語観光専門学校	文化・教養専門課程　国際ビジネス科（国際マーケティングコース）

平成二十七年三月三十一日をもって廃止されたもの

位置	専修学校名	課程名
埼玉県	医学アカデミー	医療専門課程　理学療法学科（４年制・昼間部）
	早稲田大学川口芸術学校	芸術専門課程　映像文化学科
大阪府	大阪医専	医療専門課程　視能療法学科（昼間部）
	大阪医療福祉専門学校	医療専門課程（昼間部）　視能訓練士学科（４年制）
		教育・社会福祉専門課程　医療経営情報学科
	大阪保健福祉専門学校	医療専門課程　保健看護学科
	大阪リハビリテーション専門学校	医療専門課程（Ⅱ部）　理学療法学科（４年制）

平成二十七年四月二十七日をもって廃止されたもの

位置	専修学校名	課程名
東京都	東京着物染色美術専門学校	着物染色美術専門課程　着物染色工芸科４年制

平成二十七年七月十七日をもって廃止されたもの

位置	専修学校名	課程名
群馬県	群馬医療福祉大学附属リハビリ専門学校	医療専門課程　作業療法学科
		医療専門課程　理学療法学科

○文部科学省告示第二十五号

専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）第三条の規定に基づき、当該課程を修了した者が高度専門士と称することができる課程として認めた次の専修学校の専門課程について、平成二十七年四月一日から同条に掲げる要件に適合しなくなったと認めたので、同規程第四条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十八年二月二十九日

文部科学大臣　馳　浩

位置	専修学校名	課程名
東京都	専門学校東京自動車大学校	自動車整備専門課程（工業専門課程） 自動車整備科１級整備士コース
福岡県	福岡天神医療リハビリ専門学校	医療専門課程　作業療法学科（４年制・昼間部）

○国土交通省告示第四百三十九号

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十二号）の一部の施行に伴い、船員に関する青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、無料船員職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年二月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

船員に関する青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、無料船員職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針の一部を改正する告示

第一条　船員に関する青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、無料船員職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成二十七年国土交通省告示第千三十号）の一部を次のように改正する。

第二の一中「、青少年の募集を行う者及び求人者」の下に「（二において「事業主等という。」）」を加える。

第二の二を第二の三とし、第二の一の次に次のように加える。

二　青少年雇用情報の提供

マッチングの向上のためには、労働条件等に加えて、職場における就労実態に係る情報の提供が重要であることに鑑み、事業主等は、法第三十条の規定により読み替えて適用される法第十三条及び第十四条に規定する青少年雇用情報の提供に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

(一)　ホームページ等での公表、会社説明会での提供又は求人票への記載等により、青少年雇用情報の全ての項目について情報提供することが望ましいこと。

(二)　学校卒業見込者等（法第三十条の規定により読み替えて適用される法第十一条に規定する学校卒業見込者等をいう。以下同じ。）が具体的な項目の情報提供を求めた場合には、特段の事情がない限り、当該項目を情報提供することが望ましいこと。

(三)　情報提供の求めを行った学校卒業見込者等に対して、当該求めを行ったことを理由とする不利益な取扱いをしないこと。

(四)　情報提供の求めに備え、あらかじめ提供する情報を整備しておくことが望ましいこと。また、その求めがあった場合には、速やかな情報提供に努めること。

第四の一中「、募集に関する情報を提供することを業として行う者」を「及び募集に関する情報を提供することを業として行う者」に改め、「三」の下に「及び四」を加える。

第四の六中「五」を「七」に改め、第四の六を第四の八とし、第四の五を第四の七とし、第四の四を第四の六とし、第四の三の次に次のように加える。

四　青少年雇用情報の提供

(一)　無料船員職業紹介事業者（船員職業安定法第四十条第一項の規定により学校等の長が無料船員職業紹介事業の届出を行った場合は、当該学校等も含まれることに留意すること。）は、学校卒業見込者等求人（法第三十条の規定により読み替えて適用される法第十一条に規定する学校卒業見込者等求人をいう。以下同じ。）の申込みを受理する際に、法第三十条の規定により読み替えて適用される法第十四条第一項の趣旨に沿って、求人者に青少年雇用情報の提